

○厚生労働省令第百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

一～三十四 (略)

三十五 N—(一—アミノ—三・三—ジメチル—一—オキソブタ  
ン—(一—イル)—五—ブロモ—一—ベンチル—一H—インダゾ  
ール—三—カルボキサミド及びその塩類

三十六～百十五 (略)

百十六 一—(二—ジエチルアミノ)エチル—二—(四—フルオ  
ロベンジル)—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

百十七 一—(二—ジエチルアミノ)エチル—二—(四—メトキ  
シベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類

百十八～二百九十六 (略)

三百九十七 四—メチル—一—(三・四—メチレンジオキシフェ  
ニル)—二—(ピロリジン—一—イル)ベンタン—一—オン及

びその塩類

二百九十八～三百四十三 (略)

改 正 前

(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

一～三十四 (略)

(新設)

三十五～百十四 (略)

(新設)

(新設)

百十五～二百九十三 (略)

(新設)

二百九十四～三百三十九 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。